

持回り

5農閣第102号

保存別 1 分類号 官C-02

平成5年 総第 577号	号	3	原簿記入済	
接受 平成 年 月 日	決裁 平成5年 9月 1日	照会印 5.9	施行者印 3	
登録 平成5年 8月 30日	施行 平成5年 9月 3日	文書管理責任者印	文書管理責任者印	
起案 平成5年 8月 30日	記事	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 官報掲載 5年9月10日 政令第284号 </div>		
処	分割決裁			
理	予定			
経	事務次官等会議			
過	閣議			
件名	政令公布	9月6日	9月7日	9月10日
平成五年の北海道南西沖地震による北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係る災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令について(閣議請議)				
大臣	木村政務次官	村沢政務次官		
事務次官				
官房長				
審議官(災害担当)	文書課長	予算課長		

担当係 防災 起案者 安部 電話 2117

農林水産省起案用紙(甲) B5版

0856








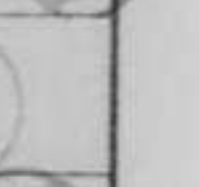

11回録

Faint handwritten notes and stamps on the left page, including a circular seal on the right side.

0828

0856-2

No. _____

経済局長 
 総務課長    
 金融課長   
 水産庁長官
 次長
 漁政部長 漁政課長
 振興部長 沿岸課長
 大臣官房総務課長 
 伺　　い
 標記政令を制定する必要があるので、下案に於
 閣議を求めるとしてよろしいか。

農林水産省起案用紙 (7) 第5版 0857

経済局長 ○

総務課長 ○

金融課長 ○

水産庁長官

次長

漁政部長

振興部長

漁政課長

沿岸課長

大臣官房総務課長

伺 い

標記政令を制定する必要があるので、下案により
閣議を求めるとしてよろしいか。

経済局長 ○

総務課長 ○

金融課長 ○

水産庁長官 ○

次長 ○

漁政部長 ○

振興部長 ○

漁政課長 ○

沿岸課長 ○

大臣官房総務課長

伺 い

標記政令を制定する必要があるので、下案により
閣議を求めるとしてよろしいか。

5 国防企第 号

平成 5 年 9 月 3 日

内閣総理大臣 細川護熙 殿

内閣総理大臣 細川護熙

大蔵大臣 藤井裕久

農林水産大臣 畑 英次郎

自治大臣 佐藤観樹

平成 5 年の北海道南西沖地震による北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係る災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令について

標記政令を制定する必要があるので、別紙政令案及び理由を添えて閣議を求めます。

0860

平成五年の北海道南西沖地震による北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係る災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案要綱と。(第一条関係)

一 平成五年の北海道南西沖地震による災害を激甚災害として指定すること。(第一条関係)

二 当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を追加適用すること。(第一条関係)

1 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

2 共同利用小型漁船の建造費の補助

三 前記二の1の措置を適用する都道府県として、北海道を定めること。(第二条関係)

政令第 号

平成五年の北海道南西沖地震による北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係る災害についての激甚災害の指定並びにこれに対

し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（案）

内閣は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項並びに第八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成五年の北海道南西沖地震による北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係る災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成五年の北海道南西沖地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

第一条の表中「で、北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係るもの」を削り、「第十二条」を「第八条第一項及び第十一条に規定する措置並びに北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係る災害について法第十二条」に改める。

第二条中「前条」を「第一条」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（法第八条第一項の政令で定める都道府県）

第二条 前条の激甚災害についての法第八条第一項の政令で定める都道府県は、北海道とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

0863

平成五年の北海道南西沖地震による災害に対し適用すべき措置として天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例及び共同利用小型漁船の建造費の補助を追加して指定する等の必要があるからである。

平成五年の北海道南西沖地震による北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係る災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成五年政令第二百八十号）の一部を改正する政令案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

平成五年の北海道南西沖地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

平成五年の北海道南西沖地震による北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係る災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条（略）

第一条（略）

激甚災害	適用すべき措置
平成五年の北海道南西沖地震による災害	法第八条第一項及び第十一条に規定する措置並びに北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係る災害について法第十二条、第十三条及び第十五条に規定する措置

激甚災害	適用すべき措置
平成五年の北海道南西沖地震による災害で、北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係るもの	法第十二条、第十三条及び第十五条に規定する措置

（法第八条第一項の政令で定める都道府県）

第二条 前条の激甚災害についての法第八条第一項の政令で定める都道府県は、北海道とする。

（法第十五条第一項の政令で定める利率）

第三条 第一条の激甚災害についての法第十五条第一項の政令で定める利率は、年四・六パーセントとする。

（法第十五条第一項の政令で定める利率）

第二条 前条の激甚災害についての法第十五条第一項の政令で定める利率は、年四・六パーセントとする。

○参照条文

激甚災害じんに対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三

十七年法律第百五十号）（抄）

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害じんとして政令で指定するものとする。

2 前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害じんに対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

3 （略）

（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の

特例）

第八条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号。以下「天災融資法」という。）第

二条第一項の規定による天災が激甚災害じんとして指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第二条第四項第一号中「二百万円（北海道にあつては三百五十万円、政令で定める資金として貸し付けられる場合は五百万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千五百万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は五千万円）」とあるのは「二百五十万円（北海道にあつては四百万円、政令で定める資金として貸し付けられる場合は六百万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千五百万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は五千万円）」とし、同項

第二号中「六年」とあるのは「六年（政令で定める資金については七年）」とする。

2 (略)

(共同利用小型漁船の建造費の補助)

第十一条 国は、激甚災害に係る小型漁船の被害が著しい政令で定める都道府県が、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の二分の一を補助することができる。

2 前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める小型漁船で激甚災害を受けたもの（沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。）を激甚災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置
法（昭和三十年法律第三百三十六号）（抄）

(定義)

第二条

1 5 3 (略)

4 この法律において「経営資金」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合（以下「組合」と総称する。）又は金融機関が被害農業者、被

害林業者又は被害漁業者（以下「被害農林漁業者」と総称する。）に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸し付ける資金で次の各号に該当するものをいう。

一 市町村長が認定する損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額又は二百万円（北海道にあつては三百五十万円、政令で定める資金として貸し付けられる場合は五百万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千五百万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は五千万円）の範囲内で政令で定める額のどちらか低い額（乳牛を所有する被害農業者に貸し付けられる場合はその額に五万円を、乳牛以外の牛又は馬を所有する被害農業者に貸し付けられる場合はその額に三万円を加えた額。以下第六項において「貸付限度額」という。）の範囲内のものであること。

二 償還期間が、六年の範囲内において政令で定める期限以内のものであること。

三 (略)

5 8 (略)

○激甚災害指定基準

(昭和三十一年一月七日)
中央防災会議決定
最終改正 昭和五十八年七月九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和二十七年法律第一五〇号。以下「法」という。)第二条の激甚災害の指定及びこれに對し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第二章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第三条第一項第一号及び第三号から第一四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。)の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね四%をこえる災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね一・二%相当額をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - (1) 都道府県が負担する当該災害に係る公

共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の一倍をこえる都道府県が一以上あること。

(2) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の〇・二五倍をこえる都道府県が一以上あること。

- 2 法第五条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業(法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。)の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%をこえる災害
 - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの

の 法第六条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)の措置は、法第五条の措置が適用される激甚災害又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五%をこえる災害により法第八条の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。

- 3 法第六条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)の措置は、法第五条の措置が適用される激甚災害又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五%をこえる災害により法第八条の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。
- 4 法第八条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害(当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。)とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の日と被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。
 - A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%をこえる災害
 - B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者(天災による被害農林漁業者等

に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。)の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三%をこえる都道府県が一以上あるもの

- 5 法第一条の二(森林災害復旧事業に対する補助)の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね五%を超える災害
 - B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね一・五%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の六〇%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね一・〇%を超える都道府県が一以上あるもの
- 6 法第一二条、第一三条及び第一五条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額(第

二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業財売率を乗じて推計した額。以下同じ。)のおおむね〇・二%をこえる災害

- 7 法第一六条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第一七条(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)及び第一九条(市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例)の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
- 8 法第二二条(罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害による住宅の被災戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災

害 B 次の要件のいずれかに該当する災害。ただし、火災の場合における被災地全域の被災戸数については、被害の実情に応じ特別の措置を講ずることがあるものとする。

- (1) 当該災害による住宅の被災戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害
- (2) 当該災害による住宅の被災戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害
- 9 法第二四条(小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五章の措置が適用される災害について適用する。
- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生の日と被害の実情に応じ個別に考慮するものとする。

激甚災害指定基準早見表

第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × $\frac{0.5}{100} =$

B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × $\frac{0.15}{100} =$

かつ
1つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × $\frac{3}{100} =$ の県が1以上

ただし、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮する

第11条 共同利用小型漁船の建造費の補助

災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮する

(参考) ○激甚法施行令第23条第1項の要件をみたす都道府県.....北海道

被害小型漁船数 隻 > 隻

組合員所有被害小型漁船がある漁業協同組合数 組合 > 北海道の総組合数 129 組合 × 10 / 100 = 組合

○激甚法施行令第23条第2項の要件をみたす漁業協同組合..... 8 組合

被害小型漁船の数 隻 > 隻 又は 保有小型漁船数の 20 / 100 = 隻

10 隻をこえる組合：奥尻 468 隻・瀬棚 140 隻・久遠 147 隻・貝取間 18 隻・乙部町 11 隻・西島牧 16 隻・島牧 51 隻・寿津町 38 隻

激甚災害法第8条第1項の指定について

(天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)

1. 激甚災害指定基準について

- (1) 天災融資に係る激甚災害指定基準(激甚災害指定基準の4)は、農業被害を基礎として設定されているが、これは天災による農林漁業者が通常、面的な広がりをもって農業、林業及び漁業について相伴って発生し、特に、激甚な災害についてはほとんどの場合農業部門の被害が主体となるという我が国農林漁業災害の性格に着目しているためである。
- (2) 激甚災害指定基準のただし書は、局地的な災害への対応が困難なことから、昭和58年の日本海中部地震を契機として基準改正が行われたものである。この際、①日本海中部地震のような災害は極めて希れなケースと考えられること、②また、今後いかなる災害が発生するかの予測が困難であり、かつ、データ・経験の蓄積も不十分であることから、一律の基準を定めることは適切ではなく、天災の発生の都度その被害の実情に応じ個別に考慮することとされたものである。

2. 北海道南西沖地震災害について

北海道南西沖地震は、被害が連続した面的な広がりをもたず、点と線の形で特定地区に集中するとともに、漁船、漁具被害を中心とする漁業被害が農林漁業被害総額の91%を占めるという特徴を有し、激甚災害指定基準(A基準、B基準)にはなじまない態様の災害であることから、次の点を勘案して激甚災害指定基準のただし書きを適用する必要があると考えられる。

ア 今次災害については、被害が連続した面的な広がりを持たないものの、北海道の漁業関係被害が極めて深く、檜山、後志支庁管内では、天災融資法第2条第2項の特別被害漁業者に該当すると見込まれる者の数が沿岸漁業経営体数の48%を超えると見込まれること。

イ 今次災害の被害額は、平成5年の沿岸漁業の生産所得(付加価値額)推定額の1.4%に達していること。

ウ 今次災害を指定基準のA基準、B基準と単純に比較することは困難であるが、A基準あるいはB基準に合致する災害に十分匹敵する影響を国民経済、なかんずく地域経済に与えていると考えられること。

エ また、漁船及び漁具は、農業における農地と同様に漁業における基本的な生産手段であるが、いったん被害を受けた場合、復旧のための漁業者の負担は極めて大きなものとなり、経営再建を緊急に図るためには、復旧に必要な天災資金の融通に関し貸付け条件の緩和を図る必要がある。

激甚災害法第11条の指定について

(共同利用小型漁船の建造費の補助)

- 1 平成5年7月12日に発生した平成5年北海道南西沖地震は、死者行方不明者234人、負傷者236人、住宅損壊4,018戸等近年例を見ないほど甚大な災害であった。
- 2 水産業関係については、その被害が津波等により沿岸地区に集中し、漁港190億円、漁船81億円、共同利用施設15億円、漁具・養殖施設他41億円、合計327億円となっている(8月15日までの道府県報告)。
- 3 このうち北海道では、特に津波の被害が甚大であった南西部を中心として、被害漁船が1,514隻、修繕が困難な大破以上の小型漁船数も912隻に及んでおり、激甚災害として指定を行い共同利用小型漁船の建造費の補助(激甚災害法第11条)対策を講じた過去4回の災害と同様に著しい被害状況であるといえる。
- 4 また、北海道の南西部地域は、漁業を重要な産業としており、最も重要な生活手段である漁船の被害は、漁家の経営と生活に対し甚大な打撃となっている。漁業を再建し、生活の安定を図るためには、早急に漁船の建造の手当を行うことが必要である。
- 5 一方、今回の災害において大きな漁船被害を受けた地域では、家屋損壊等の被害も甚大であり、その復旧資金を必要とするとともに、漁業再開のためには、漁船の建造に加えて漁具・漁網等の手当も必要である。しかしながら、漁業者としては、生活再建等の資金に加えて、まとまった資金を必要とする漁船の建造にまではとても対応できない状況におかれている。
- 6 このため、漁協が、共同利用小型漁船を建造して被害組合員の利用に供することにより、漁業者が過重な負担を負うことなく漁業再開できるようにすることが、生活再建を図る有効な方策である。
- 7 このようなことから、激甚災害法第11条を適用し、共同利用小型漁船の建造費を補助することが必要である。

1. 地震・津波概要

(1) 概況

平成5年7月12日22時17分ころ、北海道南西沖の深さ34kmを震源とするマグニチュード7.8の地震が発生した。この地震により北海道の小樽、寿都、江差、青森県の深浦で震度5の強震を観測したほか、室蘭、苫小牧、倶知安、函館、青森、むつで震度4を観測するなど、北海道から東北地方の広い範囲で有感となった。

この地震にともない、札幌管区気象台は22時22分に北海道の日本海沿岸に「オオツナミ」の津波警報を、北海道の太平洋沿岸に「ツナミ」の津波警報を、オホーツク海沿岸に「ツナミチユウイ」の津波注意報を発表した。また、仙台管区気象台は22時25分に東北地方の日本海沿岸に「オオツナミ」の津波警報を、東北地方の太平洋沿岸に「ツナミ」の津波警報を発表した。気象庁本庁、大阪管区気象台及び福岡管区気象台も順次津波警報、津波注意報を発表し警戒体制に入った。

震源に近い奥尻島では発震後間もなく津波が来襲し、また北海道渡島半島西部(桧山支庁)の沿岸でも10分以内に来襲した。気象庁の検潮観測点で最も早く津波の第一波が観測されたのは、青森県深浦の22時40分であった。また、同庁観測点で観測された津波の高さの最大は、北海道稚内(13日04時45分)及び京都府舞鶴(13日05時03分)の37cmであった。津波は島根県西郷や山口県下関で観測されるなど日本海沿岸のほぼ全域に達した模様で、更に北海道オホーツク海沿岸の網走、青森県太平洋沿岸の八戸でも観測された。

津波は繰り返し長時間継続したが、その後各地の津波観測報による状況を検討した結果、津波による危険がなくなったものと判断し、13日03時35分に太平洋沿岸の津波警報、13日03時50分には北海道のオホーツク海沿岸の津波注意報及び太平洋沿岸の津波警報がそれぞれ解除された。また、13日07時には北海道の日本海沿岸から九州の西海岸までの津波警報、津波注意報が一斉に解除された。

気象庁は13日、地震機動観測班を最も被害が大きかった奥尻島に派遣した。機動観測班は、函館海洋気象台の海洋気象観測船「高風丸」により現地向かい、14日早朝には同島に上陸し、細かな気象情報の提供のための通信施設の確保、地震の監視のための地震計の設置、被害の現地調査等を行った。その際、高風丸は日本赤十字社の救援物資の輸送も行った。機動観測班の観測によると、奥尻島内での津波の到達した高さは藻内地区で21m、松江地区(初松前)で16m、青苗地区西部で10mであった。

この地震及び発生した津波による被害は甚大で、7月22日10時現在の自治省消防庁の調べによると、人的被害は北海道の奥尻島を中心に死者190名(うち青森県1名)、行方不明者53名、負傷者235名(うち重傷38名)にも達した。また、構造物の被害については家屋の全半壊712棟、一部損壊1,849棟、床上浸水149棟、床下浸水194棟、その他、道路の損壊584箇所、港湾・漁港の被害64箇所をはじめ多岐にわたっている。また、1,096隻もの船舶が転覆するなどの被害を受けた。さらに、奥尻島の青苗地区では大規模な火災が発生し、津波による被害とともに地区は壊滅状態に陥った。

本震の震源は北緯42度47分、東経139度12分、深さ34kmと決定された。余震は引き続き発生しており、7月22日24時までの有感余震回数(108回)に達している。

気象庁は、日本海側の地震としては最大級の地震と考えられること、人的被害が大きいため、今回の地震を「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」と命名した。

(2) 地震観測資料

(7) 本震

官署名	震度	発現時		最大振幅 (mm)		
		P:時分秒	S:分秒	N	E	Z
都小	5	22 17 26.1		0.S	0.S	0.S
寿	4	17 -		0.S	0.S	21.3
苦	4	17 36.0		23.4	22.4	16.4
室	4	17 37.8	17 55.8	25.1	30.0	12.2
函	3	17 39.3		39.6	27.5	25.6
札	3	17 46.6		26.3	27.2	7.9
留	4	17 49.8	18 16.5	0.S	0.S	27.0
青	2	17 52.4		25.6	23.6	19.8
旭	2	17 56.0	18 32.-	20.0	25.0	19.0
浦	3	17 57.2	18 32.-	14.5	19.0	19.6
八	3	17 59.3	18 55.4	25.2	0.S	11.9
帯	1	18 -		4.9	5.4	3.3
広	2	18 -		0.S	0.S	24.1
酒	3	18 02.6		45.1	0.S	13.6
秋	2	18 03.2	18 39.-	0.S	33.8	14.7
稚	2	18 06.2		7.3	7.0	10.5
盛	1	18 10.2	19 18.5	7.0	6.0	5.3
宮	1	18 10.-		15.4	18.9	11.9
釧	1	18 12.5	18 55.-	12.1	8.5	9.9
網	1	18 18.-	19 23.-	7.0	8.8	10.6
大	1	18 23.-		5.3	3.8	3.2
山	1	18 26.0		6.5	6.2	8.5
仙	1	18 29.-	19 33.-	73.5	57.0	13.0
新	1	18 38.-	19 47.2	2.0	4.0	2.0
輪	1	18 43.-		7.6	6.4	3.9
小						

※ 震度観測のみの官署

震度	官署名
5	江差
4	俱知
3	岩見
2	新庄
	樽, 深
	つ, 雄
	幌, 武

- 注 1) 震度は気象官署での観測値であり, 当該気象官署に近い場所であっても, 建物や地盤の違いにより震度に差が有り得る。
 2) P, Sは, それぞれ疎密波, おなじれ波を表す。
 3) 最大振幅における"0.S"は振り切れ(スケールアウト)。

(1)余震(7月22日24時現在)

番号	月日時分	各地の震度
1	07/12 22:32	I:深浦
2	22:46	I:深浦
3	23:04	Ⅲ:寿都,小樽,函館 Ⅱ:俱知安
4	23:09	I:苦小牧,青森,室蘭,札幌,むつ,深浦 Ⅲ:寿都,小樽
5	23:22	I:室蘭,札幌,俱知安 Ⅳ:寿都 I:室蘭,苦小牧,深浦,函館
6	23:30	I:寿都,函館,深浦
7	23:45	Ⅳ:寿都 Ⅲ:小樽 Ⅱ:江差,俱知安
8	23:52	I:函館,室蘭,札幌,帯広,岩見沢,苦小牧 Ⅱ:寿都,江差 I:函館,室蘭,小樽
9	07/13 00:01	I:函館
10	00:08	Ⅲ:寿都
11	00:20	I:室蘭,小樽,江差
12	00:25	Ⅱ:江差 I:函館,室蘭,深浦 I:函館,深浦,むつ,江差
13	00:32	I:寿都,江差
14	00:37	I:小樽,寿都
15	00:41	I:小樽,寿都
16	01:01	Ⅳ:寿都 Ⅲ:室蘭,小樽,江差 Ⅱ:函館,苦小牧,俱知安
17	01:09	I:札幌,深浦,むつ,青森,留萌,帯広,羽幌,岩見沢
18	01:21	I:江差,寿都
19	01:33	I:小樽
20	01:36	I:寿都
21	01:38	I:江差
22	01:56	Ⅱ:寿都
23	03:08	I:寿都,江差
24	03:11	Ⅱ:寿都

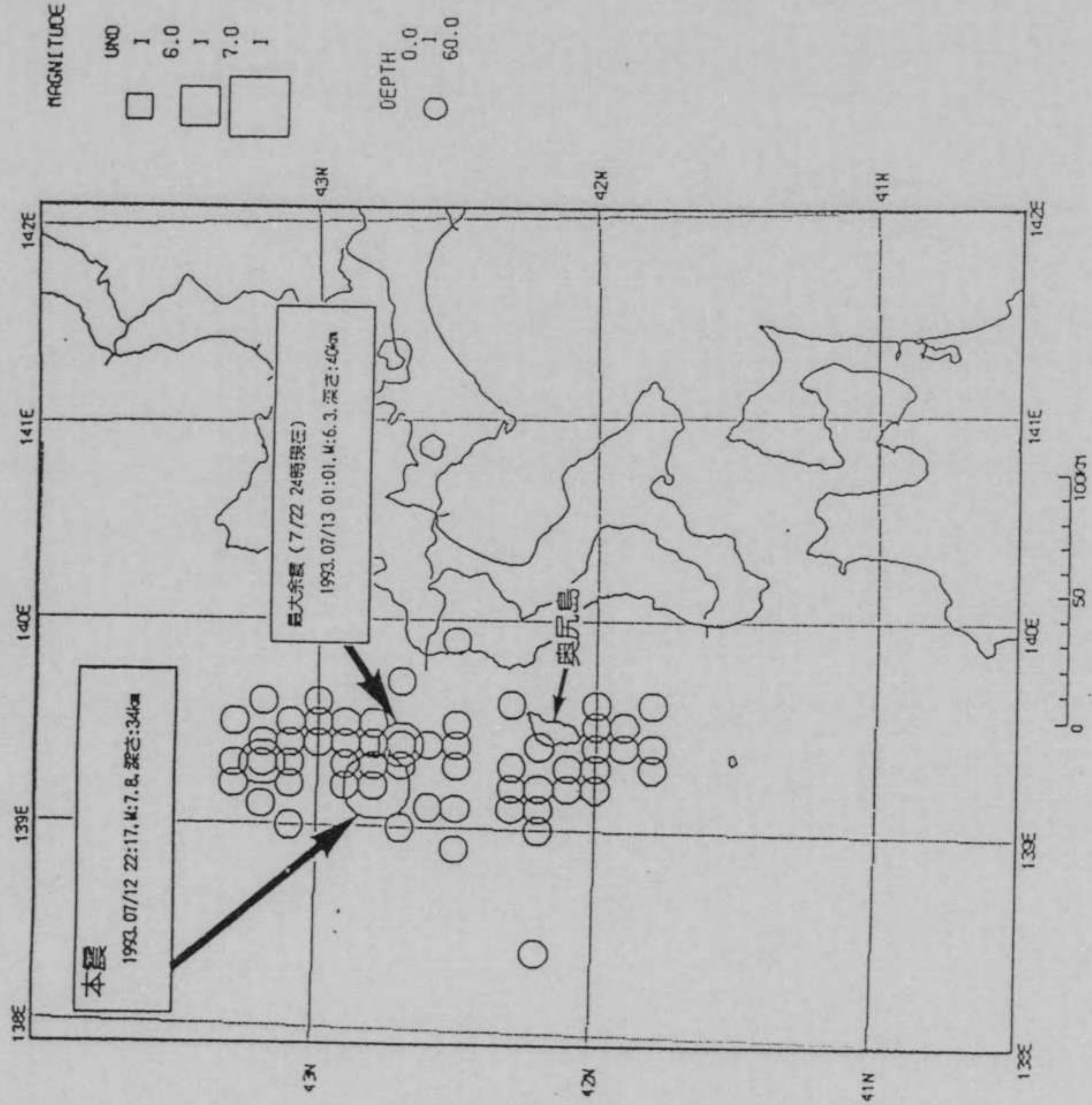
番号	月日時分	各地の震度
25	03:17	I:寿都,室蘭,小樽
26	03:19	I:江差
27	03:20	I:寿都
28	03:21	I:寿都
29	03:26	Ⅲ:寿都 Ⅱ:小樽,江差 I:苦小牧,室蘭,俱知安
30	03:34	I:小樽
31	03:54	I:寿都
32	04:27	I:寿都
33	04:44	I:小樽
34	05:22	I:寿都,小樽
35	05:52	Ⅱ:寿都
36	05:54	I:寿都,小樽
37	06:12	Ⅱ:寿都
38	06:47	Ⅱ:寿都
39	06:53	I:小樽
40	07:04	I:寿都
41	07:24	I:江差,寿都
42	07:34	I:寿都
43	07:45	I:寿都,小樽
44	08:02	I:函館,深浦,江差
45	08:53	I:寿都,小樽 I:深浦,寿都,函館,俱知安,江差
46	09:33	Ⅱ:森
47	10:17	I:函館
48	11:12	I:小樽,寿都
49	11:15	I:寿都
50	11:19	Ⅱ:寿都,森
51	11:33	I:室蘭,江差
52	11:35	Ⅱ:寿都
53	12:19	I:小樽
54	12:37	Ⅱ:寿都
55	12:54	I:寿都
56	13:55	I:寿都
57	14:31	Ⅱ:森
58	14:33	I:江差,寿都
59	15:52	Ⅱ:寿都
60	15:56	I:深浦,森
61	18:03	I:江差
62	18:22	I:江差,寿都 I:寿都

番号	月日時分	各地の震度	番号	月日時分	各地の震度
63	19:15	Ⅱ:寿都 Ⅰ:小樽	93	23:02	Ⅲ:(奥尻) Ⅱ:函館,江差,深浦 Ⅰ:室蘭
64	19:38	Ⅰ:江差,函館	94	23:52	Ⅲ:(奥尻) Ⅱ:函館,江差 Ⅰ:寿都,俱知安,深浦
65	21:35	Ⅱ:寿都 Ⅰ:室蘭	95	07/17 03:17	Ⅲ:(奥尻) Ⅰ:江差
66	21:36	Ⅱ:寿都 Ⅰ:小樽	96	06:29	Ⅱ:寿都 Ⅰ:小樽
67	07/14 00:25	Ⅱ:寿都,小樽 Ⅰ:江差	97	11:04	Ⅱ:寿都 Ⅰ:小樽
68	00:42	Ⅱ:寿都	98	07/18 02:49	Ⅱ:寿都 Ⅰ:小樽,(奥尻)
69	01:54	Ⅰ:江差	99	03:28	Ⅲ:(奥尻) Ⅰ:江差
70	04:20	Ⅰ:江差,深浦	100	03:49	Ⅱ:(奥尻) Ⅰ:深浦,江差
71	07:51	Ⅱ:江差	101	07:57	Ⅱ:(奥尻) Ⅰ:江差
72	08:26	Ⅰ:函館,江差	102	07/20 04:18	Ⅰ:寿都,小樽
73	17:18	Ⅰ:小樽	103	08:24	Ⅱ:(奥尻) Ⅰ:江差
74	07/15 01:10	Ⅰ:江差	104	17:40	Ⅰ:寿都,小樽,(奥尻)
75	02:34	Ⅰ:寿都	105	07/21 04:47	Ⅱ:寿都
76	02:38	Ⅰ:俱知安,小樽,寿都	106	10:52	Ⅰ:寿都
77	03:32	Ⅰ:寿都	107	07/22 04:48	Ⅰ:寿都,小樽,(奥尻)
78	11:01	Ⅲ:寿都	108	07:30	Ⅱ:(奥尻) Ⅰ:江差
79	11:47	Ⅰ:室蘭,俱知安,江差			
80	12:12	Ⅱ:寿都,小樽			
81	14:37	Ⅲ:俱知安,小樽,室蘭 Ⅱ:寿都			
82	15:36	Ⅰ:小樽			
83	16:46	Ⅰ:寿都,森			
84	18:25	Ⅰ:寿都,小樽			
85	21:21	Ⅱ:寿都			
86	21:51	Ⅱ:寿都 Ⅰ:(奥尻)			
87	07/16 04:36	Ⅱ:寿都			
88	04:37	Ⅰ:室蘭,小樽 Ⅱ:寿都,(奥尻)			
89	14:09	Ⅰ:小樽,俱知安,江差 Ⅱ:(奥尻)			
90	16:48	Ⅰ:寿都,江差 Ⅱ:(奥尻)			
91	21:55	Ⅰ:森 Ⅱ:寿都			
92	22:45	Ⅰ:小樽 Ⅰ:寿都			

(奥尻)は臨時観測点(観測開始:1993.07/15 17:00)

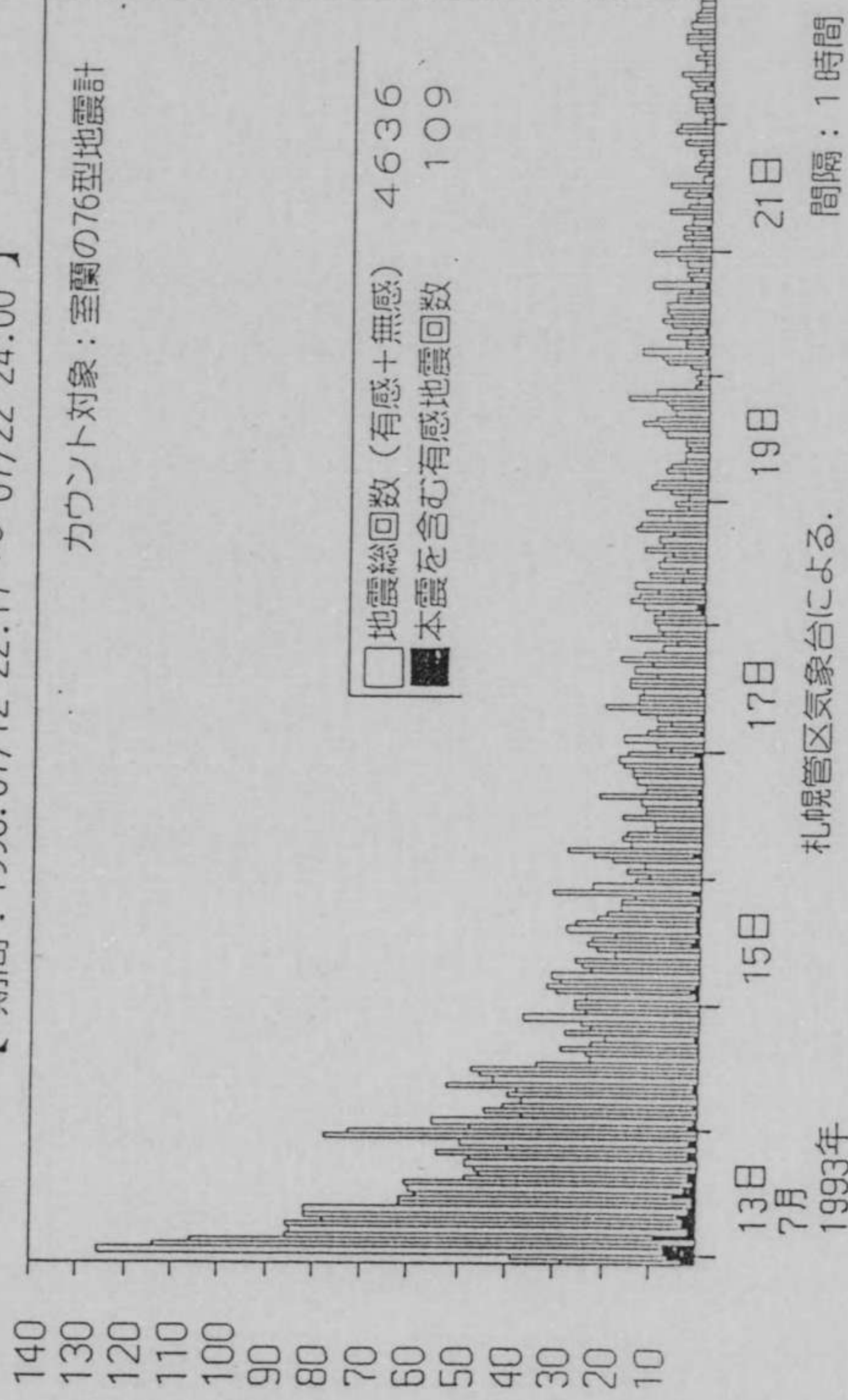
震央分布図（震源決定された有感地震のみ）

【 期間：1993.07/12 22:17 ~ 07/22 24:00 】



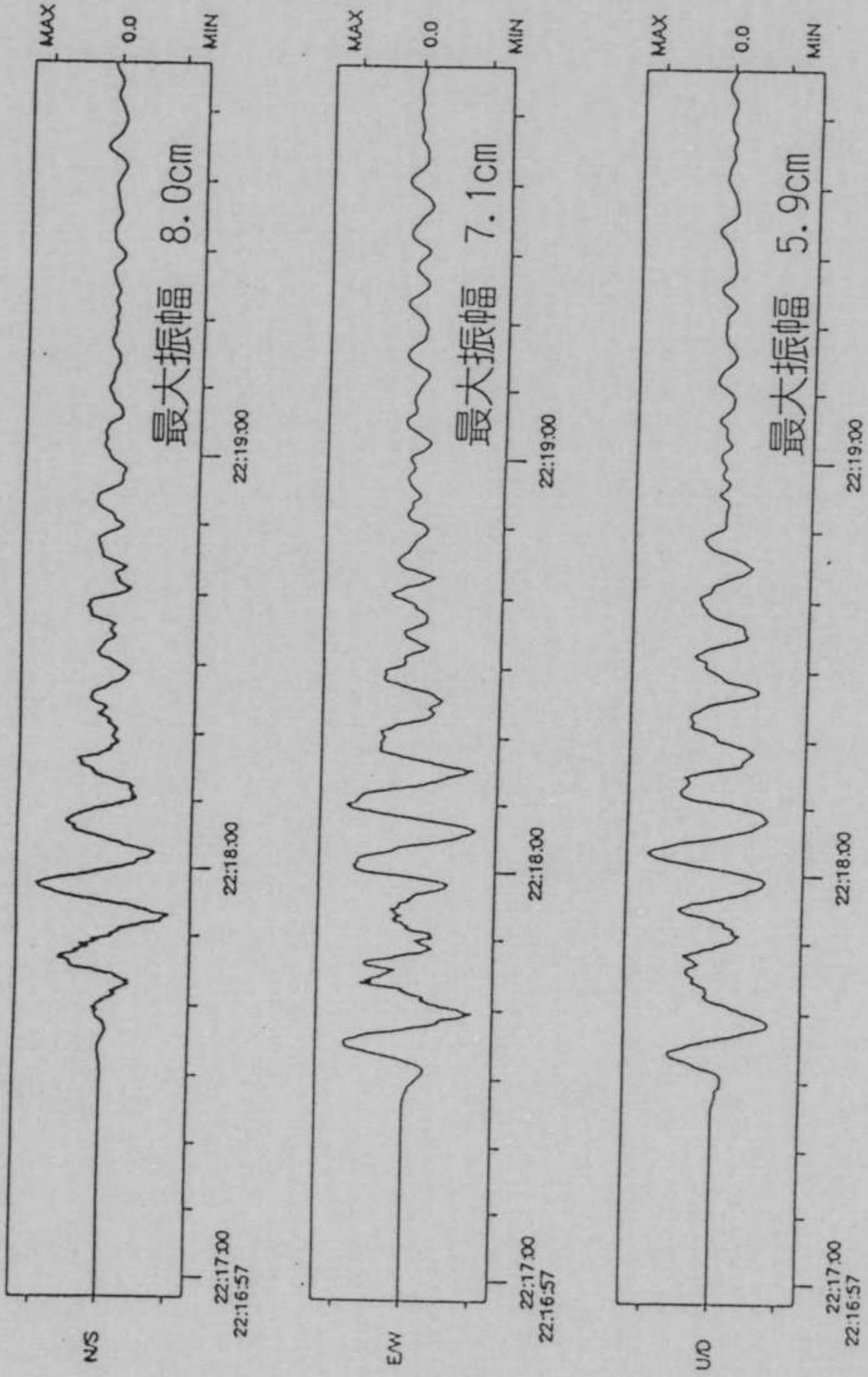
日別地震回数ヒストグラム

【 期間：1993.07/12 22:17 ~ 07/22 24:00 】

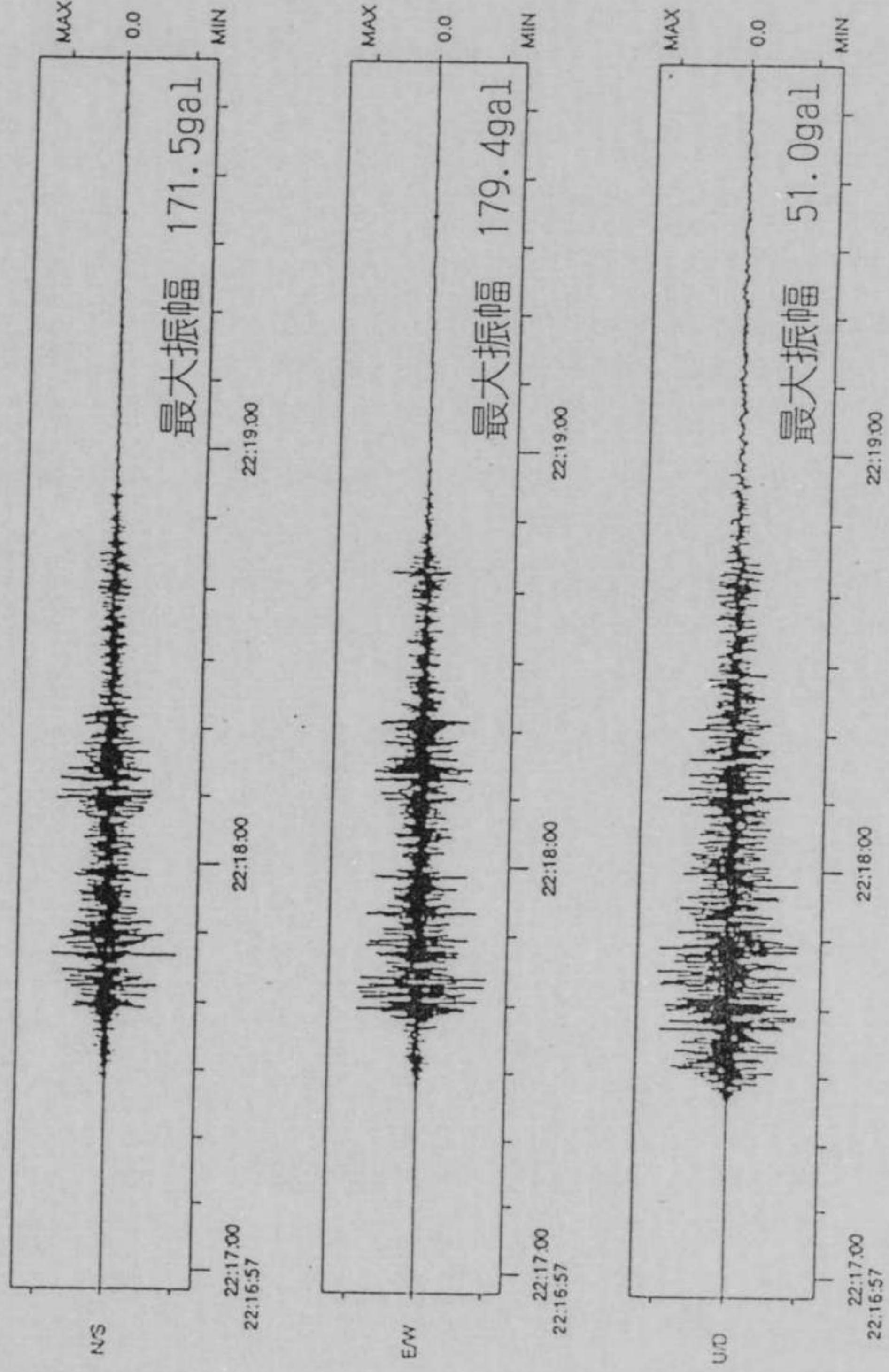


87型電磁式強震計波形記録(10秒特性)

寿都測候所：変位波形



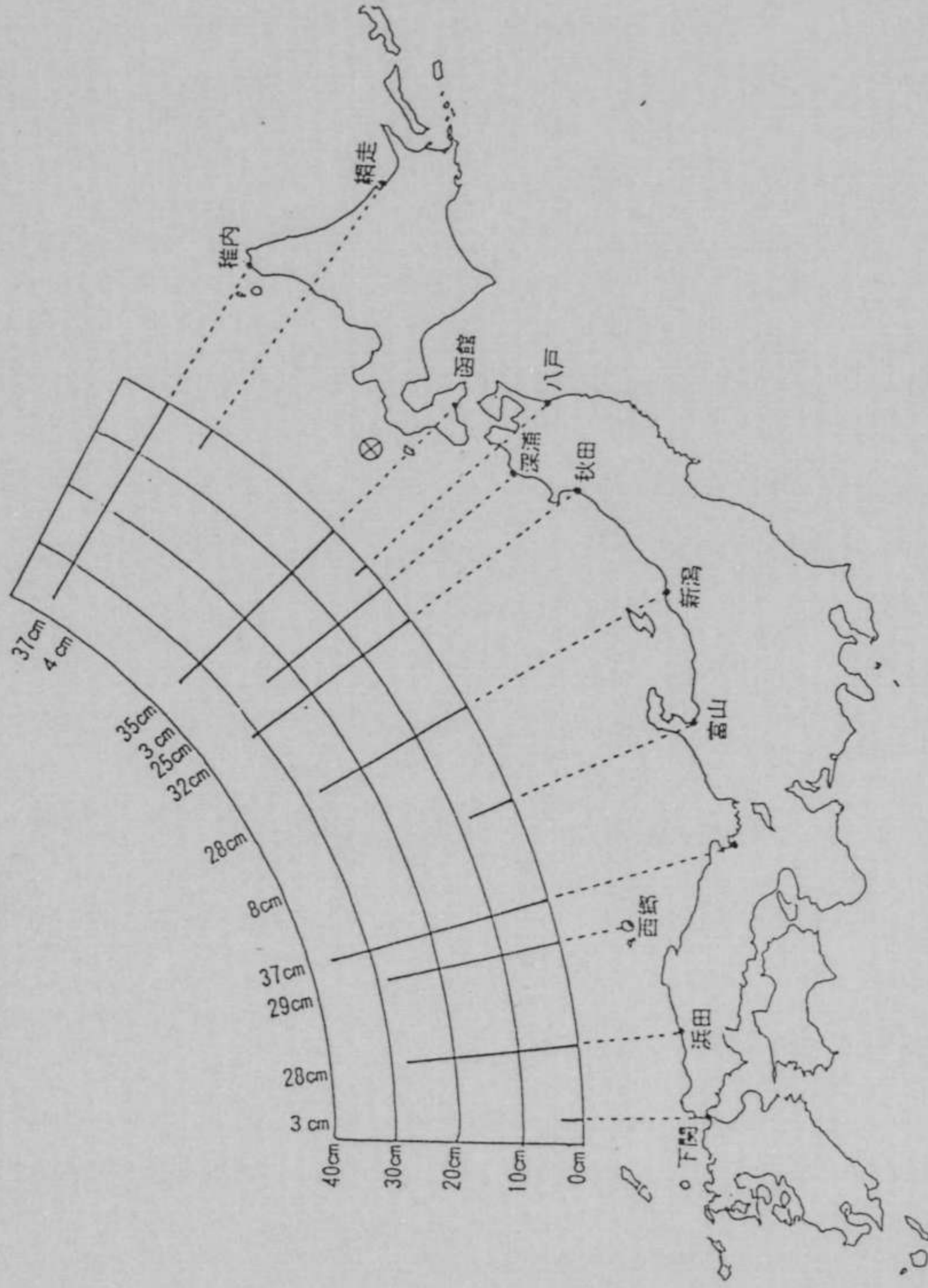
寿都測候所：加速度波形

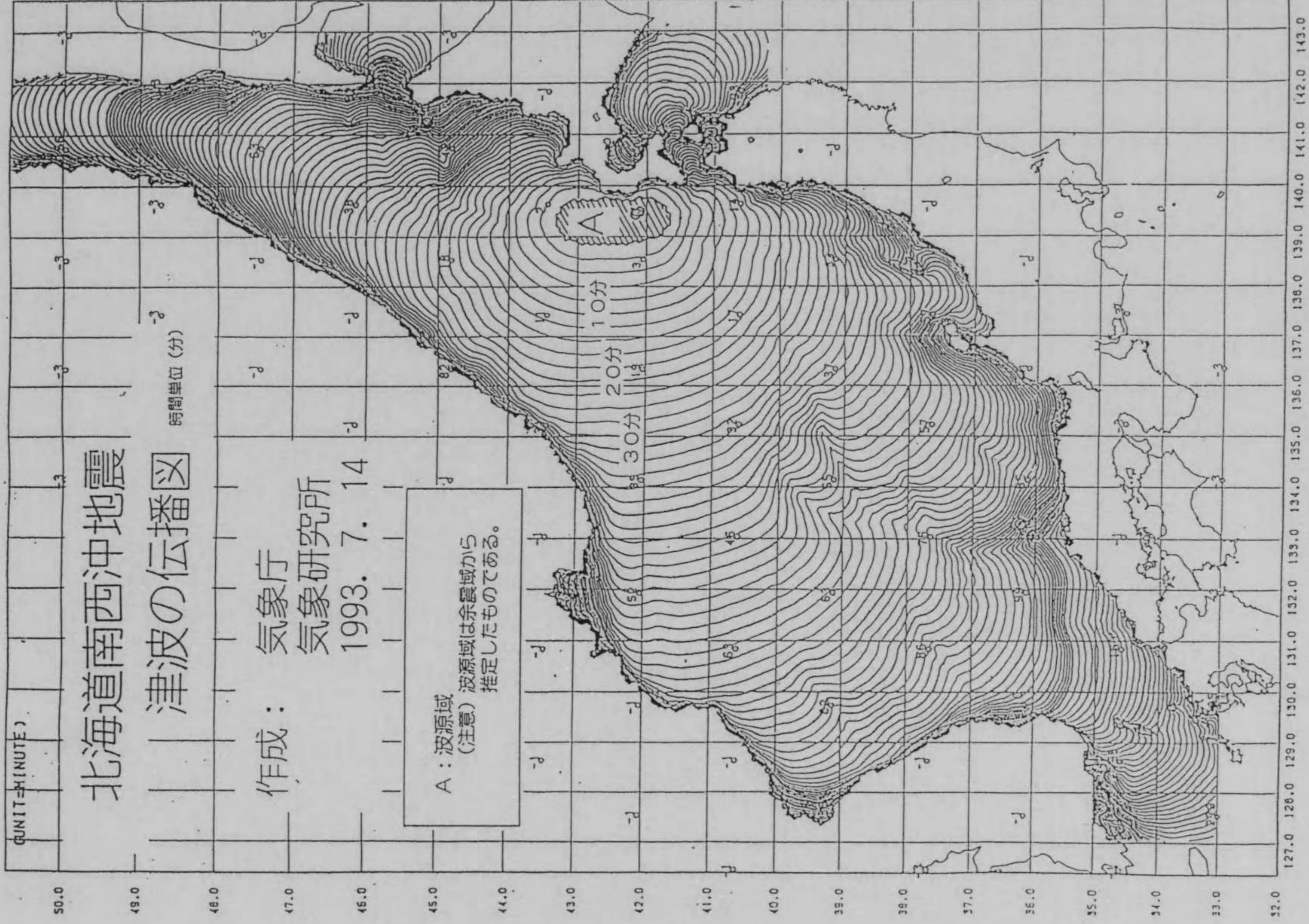


(3) 津波の状況

観測点	第1波 (初動)		津波の高さの最大	
	到達時刻 日 時 分	押し(+) 引き(-)	発現時刻 日 時 分	高さ
内走館戸浦田潟山鶴郷田関	12 23 57	(+) 20 cm	13 04 45	37 cm
稚網函八深秋新富舞西浜下	12 23 20	(+) 10 cm	13 03 23	4 cm
	12 22 40	(+) 25 cm	13 05 57	35 cm
	12 23 19	(+) 27 cm	13 01 34	3 cm
	12 23 34	(+) 20 cm	12 22 47	25 cm
	12 23 30	(+) 7 cm	13 00 33	32 cm
	13 00 00	(+) 4 cm	13 01 10	28 cm
			13 05 11	8 cm
			13 05 03	37 cm
			13 00 27	29 cm
			13 03 29	28 cm
			13 04 19	3 cm

津波の高さの最大





平成五年の北海道南西沖地震による北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係る災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案要綱

一 平成五年の北海道南西沖地震による北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係る災害を激甚災害として指定すること。

二 当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用すること。

- 1 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- 2 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- 3 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

参考

平成五年の北海道南西沖地震による北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係る災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害じんに対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十一年法律第五十号）第二条第一項及び第二項並びに第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害じんに対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成五年の北海道南西沖地震による災害で、北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係るもの	法第十二条、第十三条及び第十五条に規定する措置

（法第十五条第一項の政令で定める利率）

第二条 前条の激甚災害についての法第十五条第一項の政令で定める利率は、年四・六パーセントとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

平成五年の北海道南西沖地震による北海道奥尻郡奥尻町及び島牧郡島牧村の区域に係る災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として中小企業信用保険法による災害関係保証の特例を指定する等の必要があるからである。

0883